

名称

もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)

施策対象

農林業業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

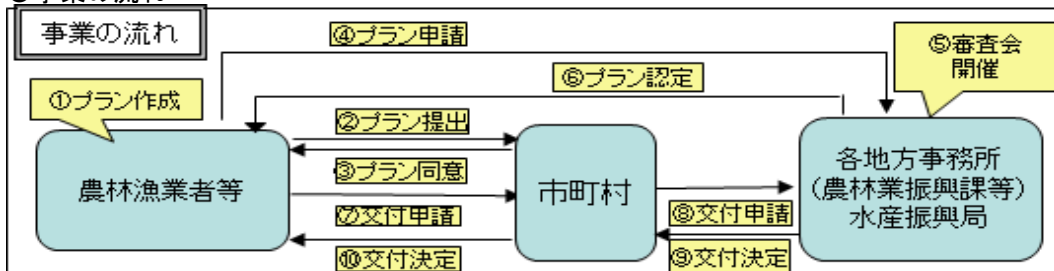
施策概要

自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)生産、加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、畜産、水産の生産経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963>